

## 美原区のまちづくりと市域の一体化が着実に進んでいます



平成17年の合併から5年。この間、美原区では、4つのバス路線の新設、道路・公園・上下水道などの都市基盤整備、美原複合シビック施設や美原総合スポーツセンターなどの各種施設の整備をはじめ、新市建設計画に基づくまちづくりが着実に進んでいます。

「おでかけ応援バス」をはじめとする各種の福祉施策や、様々な商工施策が活用できるようになるなど、合併を機に利用できる施策の種類や選択の幅が広がっています。また、市域の各地で行われる様々なイベントを通じて、区域を越えた市民間の交流もすすんでいます。

このように、市は、市域の一体化の早期確立と均衡ある発展をめざして取り組む中で、合併によって住民生活に急激な変化をもたらさないよう経過措置として運用してきた、いわゆる「一市二制度」の解消に向けた調整もすすめてきました。今号では、その主なものについてまとめています。

一市二制度項目	内 容	問合せ
都市計画税・事業所税・法人市民税	美原区の市税については、合併特例法による経過措置を適用してきましたが、今年度をもって終了するため、平成22年度から美原区の都市計画税、事業所税、法人市民税が次のように変わります。 ○都市計画税：美原区の市街化区域内にある土地・家屋の税率は0.2%でしたが、平成22年度から0.3%になります。 ○事業所税：合併前から引き続き美原区内で行っている法人または個人の事業に対して、平成22年4月以降に終了する事業年度分から課税が始まります。市内のすべての事業所等（事務所、店舗、工場、倉庫など）の、床面積の合計が1,000㎡を超える場合、または従業者数の合計が100人を超える場合に課税対象になります。 ○法人市民税：合併前から美原区内に主たる事務所等を有する法人の税率は、経過措置により12.3%となっていました。平成22年4月以降に終了する事業年度分から、資本金等の額が1億円以下で課税標準となる法人税額（または個別帰属法人税額）が年800万円以下の法人は12.3%、その他の法人は14.7%になります。	都市計画税については美原市税事務所(TEL 363-9317 FAX 361-1889)へ、事業所税、法人市民税については市民税管理課(TEL 228-7537 FAX 228-7618)へ。
水道料金・下水道使用料	○下水道使用料 美原区域と旧堺市域との下水道使用料の差は平均で約56.2%（平成19年度決算値比較）と大きく、一度に統一した場合、お客さまの急激な負担増加となるため、緩和措置として下水道使用料の統一期限を2年間延長し、今年4月に検針する分は3回に分けて段階的に引き上げ、平成24年4月に堺市制度に統一します。 ○水道料金 本市が水を購入している大阪府営水道の料金の引き下げが今年4月に予定されており、これにともなう本市水道料金の引き下げを今年10月に予定していることから、短期間の頻繁な料金改定によるお客さまの混乱を防ぐため、合併前の料金制度を6か月延長し、今年10月に堺市制度に統一します。 (なお、詳細については、広報と同時配布する上下水道だより「すいすい」3月号(臨時号)でお知らせする予定です。)	上下水道局経営企画課(TEL 250-9227 FAX 250-6600)へ。
国民健康保険料	美原区の国民健康保険料の制度については、平成20年度から旧堺市域に統一されていますが、「医療分」保険料率については、3月31日まで合併による経過措置が設けられています。 国民健康保険法に基づく合併の経過措置が3月31日をもって終了するため、この「医療分」保険料率の経過措置も終わり、4月1日から旧堺市域と同じ保険料率に統一します。 なお、4月には、平成21年度の美原区の保険料率で算定した4～6月分までの仮算定納額通知書をお送りし、7月に、平成22年度の保険料率で算定しなおした本算定納額通知書をお送りします。平成22年度の保険料率については、4月の仮算定納額通知書に同封する「お知らせ」をご覧ください。	美原区役所保険年金課(TEL 363-9314、FAX 363-0020)へ。
障害者医療費助成制度・ひとり親家庭医療費助成制度の入院時の食事代の助成	美原区在住の障害者医療費助成制度とひとり親家庭医療費助成制度の対象の方には、現在、入院時食事療養費の標準負担額（患者負担額）を助成しています。 同制度は、合併後5年間の経過措置として実施してまいりましたので、助成できる期間は3月31日までとなります。 なお、通院や入院（食事療養費を除く）でかかった保険診療に係る医療費の自己負担分については、引き続き助成します。	美原区役所保険年金課(TEL 363-9314 FAX 363-0020)へ。
乳幼児医療費助成制度	市では、安心して子育てができるよう本年7月から現在の乳幼児医療費助成制度を「子ども医療費助成制度」として拡充し、所得制限を設けずに中学校卒業まで通院・入院にかかる医療費を助成する方向で、予算案を市議会に提出しています。そのため、美原区においては、現在の制度を本年6月まで継続して実施する予定です。	美原区役所保険年金課(TEL 363-9314 Fax 363-0020)へ。
保育所保育料	(裏面のとおりです。)	
私立幼稚園幼児補助金	私立幼稚園幼児補助金については、平成21年度まで3・4・5歳児を対象に年額20,000円を補助していましたが、平成22年度から4・5歳児を対象に年額31,200円を補助します。	保育施策推進室(TEL 228-7173、FAX 228-8341)へ。
ごみの制度	(裏面のとおりです。)	
し尿処理手数料	し尿処理手数料については、4月1日から現行の堺市制度に統一します。 ○4月からの定額制の手数料(1人月額)と支払方法 ・普通便槽 240円、無臭便槽 240円(1便槽につき360円加算)、簡易水洗 620円 ・支払方法：市から送付する納付書で指定金融機関、ゆうちょ銀行、コンビニエンスストアで払い込み ○4月からの従量制・臨時制の手数料と支払方法 ・従量制は 30ℓにつき180円、臨時制は 基本料金1回につき1,200円、従量分として300ℓまでごとに1,800円加算 ・支払方法：現行どおり、し尿処理手数料の徴収業務を委託した業者に直接支払い ○4月からの水洗化等最終作業時の手数料について ・定額制、従量制による定期収集の届出がある場合、定額制は作業月の月額手数料に含まれます。従量制は30ℓにつき180円となります。届出がない場合は臨時制手数料をお支払いいただきます。 なお、不要となったし尿処理券は、発行年度末日から起算して5年以内のものに限り還付請求ができます。	環境事業管理課(TEL 228-7428、FAX 229-4454)か美原区役所自治推進課(TEL 363-9320、FAX 361-1817)へ。
生ごみ処理機購入費補助・生ごみ堆肥化容器(コンポスト)貸与	「生ごみ処理機購入費補助金」と「生ごみ堆肥化容器(コンポスト)貸与」については、補助金交付申請、貸与受付を3月31日午後5時30分をもって終了します。生ごみ処理機の購入補助金は、平成21年4月1日～平成22年3月31日の間の購入分が対象で、対象者は、美原区在住で、住民基本台帳か外国人登録原票に登録のある方です。期間終了後の申請や期限までに申請書類がそろわない場合は受付できません。申請書類には期間を要するものもありますので、期限間に購入等の際は十分に注意のうえ、申請を予定されている方は必ず期日に余裕をもって右記までお問合せください。	美原区役所自治推進課(TEL 363-9320、FAX 361-1817)か循環型社会推進室(TEL 228-7479、FAX 228-7317)へ。
検診・歯科保健事業	(裏面のとおりです。)	
高齢者住宅改修費助成金交付・重度障害者等住宅改修助成	美原区における高齢者住宅改修費助成金交付事業と重度障害者等住宅改修助成事業は、4月からそれぞれ本市高齢者住宅改修費支給事業、本市重度障害者等住宅改修費給付事業に移行します。 なお、現在実施している事業は、3月末までに工事が完了する必要があります。	美原区役所地域福祉課(TEL 363-9316、FAX 362-0767)か高齢福祉課(TEL 228-8347、FAX 228-8918)、障害福祉課(TEL 228-7818、FAX 228-8918)へ。
各種福祉事業	遺児年金、障害者(児)等給付金、公共料金の一部軽減措置、給食サービス、徘徊高齢者家族支援サービス、移送サービス、訪問理美容サービス、老人健康マッサージ・鍼灸、ねたきり老人見舞金・介護者激励金支給、家族介護者ヘルパー受講支援、菊まつりと老人の集い、福祉農園などの各種福祉事業は、合併後5年間の経過措置として実施してまいりましたが、今年度の実施をもって終了となります。	美原区役所地域福祉課(TEL 363-9316、FAX 362-0767)へ。

**保育所保育料**

**4月1日から美原区の  
保育所保育料制度が変わります**

保育所保育料については、合併後も旧美原町制度を継続してきましたが、3月31日をもって一市二制度の経過措置期間が終了するため、4月1日から次のように変わります。

4月1日以降に児童が新規入所する世帯(2人目以降のきょうだい)

帯(2人目以降のきょうだい)が新規入所する世帯を含む)は、堺市基準額表(別表)を適用します。

なお、3月31日現在で在園児童のいる世帯は、これまでの美原区基準額表を卒園まで適用します。

☎保育課(☎228-7231 FAX222-6997)か美原区役所地域福祉課(☎363-9316 FAX362-0767)へ。

平成22年度保育所費用徴収基準額表

税額等による階層区分		徴収金額(月額)		
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0	0
B1	A階層及びD階層を除き前年度分の市町村民税非課税世帯(母子世帯等)	0	0	0
B2	市町村民税非課税世帯(一般世帯)	5,000	3,000	3,000
C1	市町村民税課税世帯(均等割の額のみ)の世帯	10,000	8,000	8,000
C2	市町村民税課税世帯(所得割の額のある世帯)	12,000	10,000	10,000
D1	19,000円未満	17,000	15,000	15,000
D2	19,000円以上50,000円未満	25,000	23,000	23,000
D3	50,000円以上75,000円未満	30,000	27,000	25,000
D4	75,000円以上153,000円未満	40,000	30,000	28,000
D5	153,000円以上403,000円未満	45,000	30,000	28,000
D6	403,000円以上540,000円未満	54,000	30,000	28,000
D7	540,000円以上	56,000	30,000	28,000

**ごみの制度**

**4月1日からごみの制度が変わります**

ごみの制度については、合併後も旧美原町制度を継続してきましたが、3月31日をもって一市二制度による経過措置期間を終了します。

詳しくは、2月に配布した「資源とごみの出し便利帳(封筒入り)」をご覧ください。なお、分別方法や地域によっては収集曜日に変更になりますので、同便利帳に記載している町名別収集曜日一覧表で確認し、決められた日に搬出してください。

☎北部環境事業推進センター(☎228-7429 FAX229-4454)か美原区役所自治推進課(☎363-9320 FAX361-

1817)へ。

**清掃工場へのごみの搬入のお知らせ**

南河内清掃施設組合への美原区の自己搬入ごみの受け入れは、3月31日をもって終了します。4月1日からは、クリーンセンター東工場(東区石原町1丁102)かクリーンセンター南工場(南区御池台5丁1-1)へ搬入してください。なお、破砕機の使用が必要な粗大ごみなどは、クリーンセンター東工場へ搬入してください。

☎クリーンセンター管理課(☎252-0815 FAX251-9646)かクリーンセンター南工場(☎299-0700 FAX294-1630)へ。

**検診・歯科保健事業**

**4月から  
検診・歯科保健事業が  
変わります**

合併後の経過措置により、各種検診などは、一部の事業を旧美原町制度で行っていましたが、3月31日をもって終了し、4月から新たに堺市制度として実施します。詳しくは本紙4月号と同時に配布する平成22年度保健事業年間予定表に掲載します。▷検診当日に一部自己負担金が必要となります。ただし、特定健診と各種がん検診については、65歳以上の方や生活保護世帯、市民税非課税世帯等に属する方(該当する方は、事前に保健

センターなどへ申請が必要です)は無料となります。▷胃がん検診は40歳以上の方が対象となります。なお、胃がん検診に併設されていた大腸がん検診(集団)は3月で終了します。▷住民健診(15~39歳の方が対象)は終了します。▷2歳児全員対象の「2歳児歯科健診」は、4月から「2歳児の歯科相談(2歳児の歯科フォロー健診)として、対象となる方に個別通知を行います。なお、1歳6カ月以上4歳未満の希望者(1人1回限り、無料)を対象としたフッ素塗布事業は継続して実施します。

検診名	検診方法	対象年齢	自己負担金
特定健診(国保)	個別	40~74歳の堺市国民健康保険加入者	500円
胃がん検診	集団	40歳~	500円
大腸がん検診	個別	40歳~	300円
乳がん検診	個別・集団	30~39歳	400円(視触診のみ)
		40歳~(偶数年齢)	400円+500円(視触診+マンモグラフィ)
子宮がん検診	個別・集団	20歳~(偶数年齢)	500円
市民検診(結核・肺がん)	集団	40歳~	胸部X線=無料 「たん」の検査=400円